

本誓寺維持会慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、本誓寺役員等に慶弔のあった場合の、慶弔金及び見舞金等の贈与について定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 慶弔金及び見舞金等を贈る場合の適用範囲は、次の各号のとおりとする。

(1) 役員

(イ) 責任役員 (ロ) 檀家総代 (ハ) 維持会役員

(2) 連絡員

2. 慶事については、その都度役員会において協議の上、実施するものとする。

(適用区分、額等)

第3条 前条の対象者に対する適用区分、額等は次の各号のとおりとし、その適用内容、実施内容については会長、副会長協議の上行うものとする。

(1) 見舞金 (イ) (病気、交通事故等による一周間以上入院の場合)
(ロ) (水害、火災等による半壊、半焼又はこれに準ずる場合)

(2) 香典 (前条第2号における本人死亡の場合)

(3) 供花 (前項に併せ生花又は花環を供す)

(特別功労者)

第4条 前各号によらない特別功労者に対する慶弔及び見舞金等については、その対象となる者の選考、適用、区分、実施方法は役員会において決めるものとする。

(例外規程)

第5条 この規程によることの出来ない事例、並びに緊急を要する慶弔及び見舞金等の贈与措置については、会長、副会長協議の上決め、直近の役員会においてこれを報告し、その認承を得るものとする。

(付則)

この規程は、昭和59年7月13日から施行する。